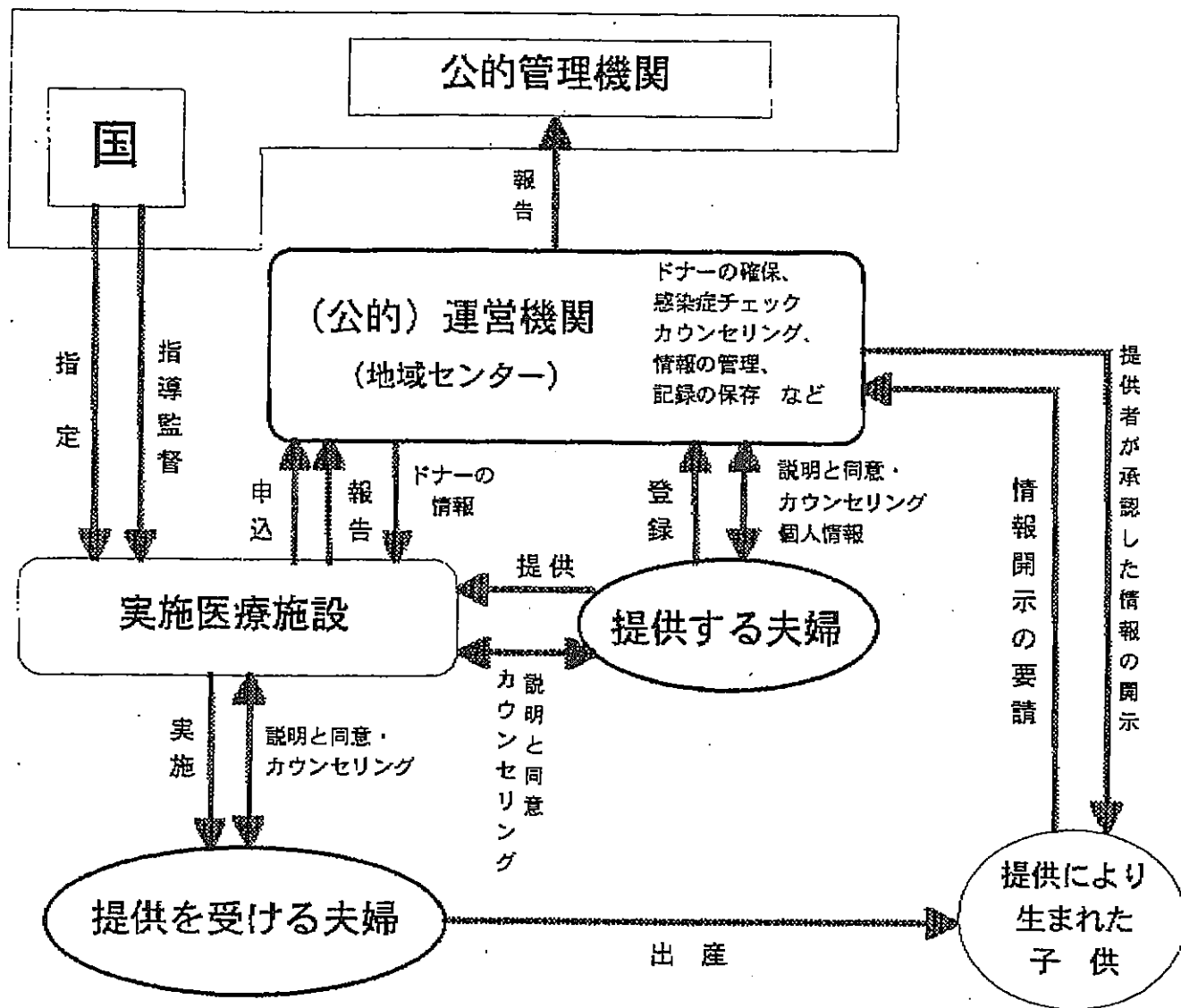


「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療の流れ」における
公的管理運営機関の守備範囲における個人的意見



前回（第3回）議論のありました、
公的管理運営機関の守備範囲について、
個人的な意見を述べさせて載せます。

前回も色々なご意見がありました、
私はこの医療において、ドナーの確保や
個人情報の管理などを全て個々の実施
施設で行うのは大変難しいと思います。
配偶子や胚を一元的に管理することは
不可能ですが、情報を管理し、ドナーと
実施施設を結ぶ（公的）運営機関が必要
なのではないかと思ひます。このような
機関で、ドナーの確保とそれに伴うカウ
ンセリングや感染症検査、ドナーと実施
施設間のコーディネート（順位をつける
という意味ではありませんが）、個人情
報の管理や記録の保存などができれば、
この医療がスムーズに進むのではないかと
思ひます。
この機能は公的管理機関が行っても良い
と思ひますが、各地域の実施施設のひと
つに機能を委託するようなことも考え
られると思ひます。

さがらレディスクリニック
相良 洋子